

左

周甲 第四三一號

案起 昭和二十三年十月三日
決定 昭和二十三年十月二十二日
施行 昭和二十三年十月二十二日
通知 昭和二十三年十月二十二日

公

昭和二十三年十月二十二日

内閣官房長官
宮内府長官宛

國務大臣林讓治の宮中席次は宮中席次軌定規程第一條第三項の規定によつて特に國務大臣の首席と定めておられるよう御取計い

この送申付、御味二十三平四月一日迄、このを適用する。

兼八割中「二十万円」を「三十六万円」の如き。
兼十割中「八百万円」を「二千万円」の如き。
皇座孫高送申付送の一時多夫のよき如五する。
送申兼 送

願いたく、命によつて通知します。

内

閣

事由

國務大臣林 讓治は、今回、内閣法第九條によつて、臨時に内閣総理大臣の職務を行つ者として指定されたことに鑑み、その宮中席次は、國務大臣の首席とすゝを相當とすゝに由る。

内閣

宮中席次

殖	大	周	泉	小	降	岩	森	益	井	林	下	增
田	屋	東	山	澤	旗	本	幸	谷	上	讓	條	田
俊	晋	英	三	佐	德	信	太	秀	知	讓	康	甲
吉	三	雄	六	重	彌	行	郎	次	治	治	磨	子
				喜								七

林 (秀更)
 增田
 下條

繪理廳

昭和二十二年五月二十三日

宮内府長官

内閣総理大臣 宛

暫定宮中席次について

貴分の向、宮中席次については、別紙のとおり取扱います。かり参考として併通知いたします。

なお、本規程第一條第三項により、特別の席次を必要とするものがあるときは、その部の人名及び事由を併通知いたします。

内閣

宮中席次暫定規程

第一條 当分の間、別表に掲げる者の宮中における席次（以下宮中席次という）は、別表の順位による。

宮中席次は、宮中以外の儀式で、天皇の親臨せられる場合の席次にも、これを準用する。

特別の理由がある者の宮中席次は、別表の順位にかかわらず、これを定めることができる。

第二條 同順位の者の宮中席次は、この規程に別長の定めがあるものを除き、左の各号による。

- 一 その身位を得た日の前後
- 二 その身位を得た日が同日であるときは、その者が、その日すてにもつていた宮中席次
- 三 その者が、その日すてにもつていた宮中席次のないときは年令

第三條 轉官轉職（勤續）の場合において、その官職が同順位の宮中

席次のものであるときは、その者の官中席次は、その者がすでにもつていた席次より、これを定める。

前項の場合において、新官職が下順位の官中席次のものであるときは、その者の官中席次は新しい順位により、これを定める。

退官退職の日他の官職に任ぜられたときは、これを轉官轉職とみなす。

第四條 退官退職の後二年以内に、更に前官職と同順位又は下順位の官中席次の官職に任ぜられた場合においては、その者の官中席次は前條第一項及び第二項の規定に準用して、これを定める。

第五條 議員が議員でなくなつた後二年以内に、再び議員となつた場合において、その者の官中席次は、その者が前にもつていた官中席次により、これを定める。

第六條 休職又は非職の者は、夫々相当順位の下位とする。

第七條 同一人で二箇以上の身位をもつてゐるときは、その者の官中

席次は、高い身位に従い、これを定める。

第八條 妻の官中席次は夫の次とする。

第九條 法律による各種公團の役員及び職員で、官吏及び政府職員たる者の官中席次は、当該法律に定めるところにより、その者の等級の相当順位の席次による。

第十條 国会又は公團の職員、地方公共団体の長、吏員、議会の議員及び職員で、相当順位のない者については、別にその相当順位を定める。

附 則

この規程は、昭和二十二年五月三日からこれを施行する。

この規程施行の際、甲に内閣総理大臣、枢密院議長、國務大臣、官内大臣及び内大臣の礼遇を賜わつてゐる者の官中席次は、國務大臣の次とし、その順序は従前の例による。

貴族院議員であつた者が、衆議院議員又は参議院議員となつたとき

は、その者の官中席次は、第五條の規定を準用し、これを定める。
 この規程施行の際、現に親任官の待遇を賜わっている者が、引き続き一級官として、在官在職するときは、その者の官中席次は十四の首位とする。

別表

一、大勳位	二、宝冠章
一、菊花章勳飾	三、瑞宝章
二、菊花大綬章	一、三、衆議院議員、参議院議員
三、内閣総理大臣	一、四、都道府県知事
三、衆議院議長、参議院議長	一、五、一級官、一級に相当する裁判官、国会の職員、地方公共団体の長吏員並びに議会の議員及職員
四、最高裁判所長官	一、六、正二位
五、國務大臣	一、七、一級官待遇
六、衆議院副議長、参議院副議長、最高裁判所判事、会計検査院長、官内府長官	一、八、從二位
七、特命全權大使、檢事総長	一、九、勳二等
八、侍從長、載來復興院總裁	一、旭日重光章
九、勳官、國家公安委員会	二、宝冠章
一〇、勳一等旭日桐花大綬章	三、瑞宝章
一一、從一位	二〇、正三位
一二、勳一等	二一、從三位
一、旭日大綬章	

二二 勳三等
 一 旭日中綬章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 二三 正四位
 二四 從四位
 二五 勳四等
 一 旭日小綬章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 二六 正五位
 二七 從五位
 二八 勳五等
 一 雙光旭日章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 二九 二級官、二級に相当する裁判官、國會

の職員、地方公共団体の長吏員並びに
 議会の議員及職員
 三〇 正六位
 三一 從六位
 三二 勳六等
 一 雙光旭日章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 三三 二級官待遇
 三四 正七位
 三五 從七位
 三六 勳七等
 一 青色桐葉章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 三七 正八位
 三八 從八位

三九 勳八等
 一 白色桐葉章
 二 宝冠章
 三 瑞宝章
 四〇 三級官、三級に相当する裁判所の職員
 國会の職員、地方公共団体の長吏員並
 びに議会の議員及職員
 四一 三級官待遇

原簿

一七〇號

昭和二十三年十月二十八日

宮内府長官 田島 道 治

宮

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣書記官長

内閣官房長官 佐藤 榮 作 殿



二號紙

本月二十二日附内閣閣甲第四二一號で御申越の林國務大臣宮中席
次は、特に國務大臣の首席と定められましたから通知します。

宮内府

宮内省

大正二十三年十一月二十八日

本内閣官廳事務官の首領に就くべきこと及びその職務に就くべきこと

内閣官廳事務官 田中 義典

内閣官廳事務官 田中 義典

昭和二十三年十一月二十八日

一ノ。一

二ノ。一

六六

閣内第四五三號
案 起 昭和二十三年十一月二十七日
定 決 昭和二十三年十一月三十日
行 施 昭和二十三年十一月三十日

内閣官廳事務官 田中 義典

別紙衆議院議長通知

皇室會議及び皇室經濟會議の予備議員

林建の件
お供臨見

通知案

昭和二十三年十一月三十日

内閣官廳事務官